

地方の情報インフラ整備の充実を求める意見書

政府は現在、地方創生の取り組みを進めているところであるが、今回の新型コロナウイルスの流行で、東京一極集中が如何に危うい国家の姿であるということが、浮き彫りになった。昨今、自然災害が頻発する我が国においては、将来のためにも、地方へのリスク分散は論を俟たないところである。

しかし、様々なインフラ整備は東京を拠点に継続的に生み出されおり、日本国内の東京一極集中の流れは、全く歯止めがかからない。このままでは、進化の著しい情報インフラに関しては、財政力の豊かな地域だけその整備が進み、財政力の乏しい地方は取り残されていくままである。

教育・遠隔医療、テレワーク・サテライトオフィス、スマート農業、自動運転などの技術は、実証や事業化の段階にあり、人々の生活が大きく変わる未来はすぐそこまで来ているが、情報インフラの整備には多額の費用が必要とされる。このため財政力に恵まれた人口密集地域では、利益が見込める民間主導による整備が進む一方、財政の厳しい離島・中山間地域においては、その整備はままならない状況にあり、たとえ端末を配備されたとしても環境が整わず「リモート教育が行えない」「リモート診療が出来ない」「テレワークが出来ない」等の声も多く聞かれるところである。

情報インフラは、教育、医療、企業活動にとって不可欠であり、これからの地方創生に欠かせないナショナルミニマムである。そして、コロナ後の東京一極集中を是正するためにも、産業をはじめ様々な分野での第5世代移動通信システム(5G)の利活用による新たな市場創出、人手不足や高齢化など地域が抱える様々な社会的課題の解決が進むよう、最低限必要な整備は、国家論の中に明確に位置付け、国が責任をもって整備すべきである。

よって、こうした現状を十分認識し、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 遅れている地方の情報インフラについては、地方に任せるのではなく、今後の我が国のナショナルミニマムとして、国の責任において、地方と都市部をつなぐ光ファイバ網などの整備にかかる地方の負担軽減を図ること。
2. 今後の社会の必須の基幹インフラとなる第5世代移動通信システム(5G)については、本町のような人口減少が進む中山間地域などの条件不利地域においても、都

市部に遅れることのないよう、国の責任において、財政支援も含めた計画を示し整備を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和3年 12 月 16 日

島根県邑南町議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣